

規 約

〈出店契約について〉

- ① 出店希望者は、主催者側が定める面接、説明会に参加し趣旨を理解して頂く事
- ② 正会員とは、前期または後期の全ての開催日に出店して頂ける出店者をいい該当しない出店者はゲスト会員という
- ③ すべての会員の会費は途中解約があっても返金しない
- ④ 会員が欠席する場合は10日前までに主催者側に連絡する義務がある
- ⑤ 警察の定める道路使用の許可が出なかった場合は改善する事、改善見込みの無い場合は契約不成立とする
- ⑥ 道路使用許可証と保健所の臨時営業許可証の申請は主催者側が一括で行い許可証の配布は定められた方法とする
- ⑦ 保健所の臨時営業許可証は県証紙代の3,200円をご負担いただきます
- ⑧ 出店者は契約テント以外では参加できず、主催者側が指定した場所にしか出店できない事とする
- ⑨ 出店場所の指定は主催者だけでなく、警察、保健所などが定める方法で行うので異議申し立てがあっても認められない
- ⑩ 搬入搬出は道路使用許可証の定める10：00～16：00に完了させ契約者が使用した周辺道路を清掃し原状回復に努める事
- ⑪ 契約テントを破損させて場合は主催者に申告した後に弁償すること
- ⑫ 原状回復できない過度な汚れや装飾も弁償の対象とする
- ⑬ テントの原状とは契約者が受け取った時点の状態とする
- ⑭ 正会員は各期の終了時点でテントを返却すること。時期の契約を希望する場合でも同様とする
- ⑮ いかなる理由があっても、出店者の営業保証は行わない事とする
- ⑯ 不慮の事故等で被害が生じても主催者側は責任を負わない事とする
- ⑰ 緊急車両の通過の際は協力し速やかに来客者の移動に協力する

〈禁止事項〉

- ① 風俗関係の出店及び販売
- ② 法律上販売の禁止されている物の販売
- ③ お客様、主催者、他の出店者、隣接店舗、住民への迷惑になる行為
- ④ 指定テント以外の使用と指定場所以外へのテント設置
- ⑤ テント及び道路の原状回復に協力しない行為
- ⑥ 暴力団関係者等の出店及び参加
- ⑦ 警察、保健所、主催者の指導に従わない行為

〈契約破棄について〉

- ① 道路使用許可証が発行されている出店者であっても申込書に虚偽の記載がある場合、契約書を一方的に破棄できる
- ② 契約期間内であっても契約者の違反があった場合、主催者側の判断で契約を破棄できる事とし契約料は一切返金しない
- ③ 契約破棄された出店者は7日以内に契約テントを返却する事

〈開催日のキャンセルについて〉

- ① 出店者の都合で、出店をキャンセルする場合で主催者側が既に申請済みで県証紙代金などを支払っている場合は実費を請求する事とする
- ② 災害や悪天候で開催中止になった場合は当日の出店料(2,000円)のみを返金する事とする

お問い合わせ先／「ドラマチック戎市」実行委員会（係 エビスヤまで）

電話：090-5230-3030 FAX：0238-21-7566

申 込 書

平成29年度正会員 後期(9/17、10/15)(○で囲んで下さい)

申込日：平成 年 月 日

お名前・団体名（団体でお申し込みの場合は担当者名）	
ご住所・所在地	
TEL	FAX
携帯番号	パソコン（携帯）メール
出店内容（品名を詳しく）	食品を販売する方はご記入下さい ①保健所の許可証はお持ちですか（はい/いいえ） ②電気は必要ですか（はい/いいえ） ③生年月日（ 年 月 日）
※「出店者説明会」は8/22から8/30のまでの期間「戎市実行委員会事務所(エビスヤ)」にて10：30～4：00までの時間に個別に行います。 新規の出店希望の方や、担当者の方は必ずご参加下さい。 ※ 事前に、ご希望の日時をお電話かFAXにてお知らせください。 ※ 水曜日には行いません	
電気が必要な方は10メートル程度の延長ケーブルをご準備ください	